

光市立地適正化計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要項

平成 29 年 4 月

山口県光市

1 趣旨

本要項は、平成29年度及び平成30年度に本市が実施する光市立地適正化計画策定業務委託の受託者となり得る者を、公募型プロポーザル方式により特定するための事務（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

光市立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務の目的

我が国の今後のまちづくりにおいては、急激な人口減少と高齢化の進行などを背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっており、多くの都市において多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた取組が進められている。

本市においても人口急減や高齢化の進行等を見据えて、平成24年3月に策定した光市都市計画マスタープランにおいて、将来都市像を「人の活力と豊かな自然が調和した多核連携によるコンパクトな都市」と定め、多核連携型都市構造の形成に向けた検討を進めてきた。

本業務は、多核連携型都市構造形成の方策として、本市が都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しようとするにあたり、必要となる検討やとりまとめ、素案の作成などを行うことを目的とする。

(3) 業務の内容等

別紙「光市立地適正化計画策定業務委託特記仕様書(案)(以下「特記仕様書(案)」という。）」のとおり。ただし、特記仕様書(案)は、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、特定された者の技術提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

(4) 予定履行期間

契約締結日から平成31年3月27日まで

(5) 委託料上限額

13,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、この額は予定価格ではない。

3 担当部局

建設部都市政策課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話番号 : 0833-72-1574

FAX番号 : 0833-72-3478

電子メール：toshi@city.hikari.lg.jp

4 選定審査方法等

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査実施機関

光市立地適正化計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）。

(3) 選定審査方法

参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを基に、別表1の評価項目等により審査を行い、本業務の受託に最も適した者（以下「最優先交渉権者」という。）等を特定する。ただし、審査総得点の60%の点を最低基準点とし、これを超える者がいない場合は、最優先交渉権者等の特定をしないものとする。

5 実施スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

期日	事項
平成29年4月12日（水）	プロポーザル公告
平成29年4月12日（水）～平成29年4月26日（水）	参加表明書受付期間
平成29年4月21日（金）	参加表明に関する質問書受付期限
平成29年4月下旬	資格審査結果の通知
平成29年4月28日（金）～平成29年5月12日（金）	技術提案書受付期間
平成29年5月9日（火）	質問書受付期限
平成29年5月下旬	プレゼンテーション等の実施
平成29年5月下旬	審査結果の通知

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による都市計画及び地方計画部門の登録を受けている者であること。
- (2) 平成29年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りではない。

(5) 公告日から契約締結日までの間において、光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）の規定による指名停止の措置を受けておらず、かつ、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

7 業務実施上の条件

(1) 本業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。

(2) 本業務に従事する技術者の必要条件は、次のとおりとする。

ア 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者であり、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目：都市及び地方計画））資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(ウ) R C C M（都市計画及び地方計画部門）資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

イ 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は、公告日の3箇月以上前から参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、本業務と同種又は類似した業務に従事した実績をそれぞれ1件以上有する者であること。

ここに、同種又は類似した業務とは、次のとおりである。

(ア) 同種業務

立地適正化計画、市町村都市計画マスタープランの策定業務

(イ) 類似業務

都市計画区域マスタープラン、都道府県都市計画基本方針、広域都市圏の都市計画の方針、市町村総合計画、低炭素まちづくり計画、都市交通に関するマスタープラン等の策定業務

ウ 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は、各々兼任できないものとする。

8 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 参加資格要件等確認書（様式第3号）

(2) 提出方法

担当部局に持参又は郵送することとする。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

(3) 受付期間

平成29年4月12日（水）～平成29年4月26日（水）

持参の場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。

(4) 参加資格審査

提出された参加表明書類により、担当部局において参加資格の有無を審査し、参加表明書類を提出した者に結果を文書で通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問ができる者等

質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、質問内容は、参加表明書類及び技術提案書類の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとする（評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。）。

(2) 質問方法

質問書（様式第4号）に必要事項を記入の上、担当部局に持参又はFAXのいずれかの方法で提出すること。なお、FAXの場合は着信確認を行うこと。

(3) 質問書提出期限

平成29年5月9日（火）17時15分

ただし、参加表明に関する質問の提出期限は、平成29年4月21日（金）17時15分とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日（休日を除く。）以内に、質問者に対してFAX又は電子メールにて行う。

また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市のウェブサイトにおいて公開する。ウェブサイトに掲載した回答事項については、本実施要項と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

10 技術提案

(1) 提出書類

ア 技術提案書（様式第5号ほか）

技術提案書の表紙は様式第5号によるものとし、次の事項について、光市立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル参加表明書類及び技術提案書類作成要領に基づき記載すること。

（ア）業務の実施方針

（イ）業務実施フロー及び計画策定までの全行程計画

（ウ）誘導区域・誘導施設の検討にあたり特に重視する視点・ポイント

イ 業務実施体制（様式第6号）

ウ 配置予定技術者の経歴等調書（様式第7号）

エ 参考見積書（様式第8号）

特記仕様書（案）及び技術提案書により提案する内容を実施する場合に要する費用を算定し、見積もること。

（2）提出方法

担当部局に持参又は郵送することとする。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

（3）受付期間

平成29年4月28日（金）～平成29年5月12日（金）

持参の場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリング

参加表明書類及び技術提案書類を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。技術提案書類を提出した者は、提出した技術提案書類に沿ってプレゼンテーションを実施すること。

（1）実施予定時期

平成29年5月下旬

（2）プレゼンテーション実施者

配置予定の管理技術者を含む3人以内の者が出席し、管理技術者が説明を行うこととする。

（3）予定所要時間

プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分程度

（4）その他

ヒアリングにおいて、技術提案書に記載のない新たな提案を行うことは認めない。開催場所、日時、留意事項等の詳細については、資格審査結果通知以後に改めて通知する。

（5）審査結果の通知

委員会で審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全社に、結果を

文書で通知するとともに、最優先交渉権者の名称を公表する。

1.2 契約

審査結果に基づき最優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。最優先交渉権者が辞退したとき、最優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

また、技術提案で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。なお、契約保証金等については、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の規定による。

1.3 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの
- (3) 必要条件を満たさない技術者を配置する予定のもの
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 市が提示した委託料上限額を超える額の参考見積書を提出したもの
- (7) 本プロポーザルに関して担当部局以外の関係者と接触を図ったもの
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (9) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

1.4 その他

- (1) 提出期限以降、参加表明書類及び技術提案書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加表明書類の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第9号）を担当部局に持参し、提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加表明書類及び技術提案書類は返却しない。なお、提出された参加表明書類及び技術提案書類は、選定以外の目的で参加表明者に無断で使用しない。
- (5) 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用す

る場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。

- (6) 本プロポーザルは最優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (7) 技術提案書類に記載された配置予定の管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (8) 本プロポーザル手続きにおいて本市が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (9) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求められることがある。
- (10) 参加表明書類、技術提案書類の提出及びプレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加表明者の負担とする。
- (11) 審査内容は非公開とする。また審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

別表1 評価項目等

評価項目	評価の着眼点等	配点
参加表明者の実績		
業務の実績	立地適正化計画の策定に関する業務の実績について、件数により評価する。	5
配置予定技術者の実績等		
管理技術者		
保有する資格	資格（技術士、RCCM）の保有状況について評価する。	5
実績	都市計画部門における実務経験及び同種又は類似業務の実績について、件数等により評価する。	5
主たる担当技術者		
保有する資格	資格（技術士、RCCM）の保有状況について評価する。	5
実績	都市計画部門における実務経験及び同種又は類似業務の実績について、件数等により評価する。	5
技術提案		
業務実施体制		
業務実施体制	実施体制及び業務分担に偏りがいかなど、業務実施体制の妥当性について評価する。	5
技術提案の内容		
実施方針	課題認識が適切であり、課題を踏まえた実施方針となっているかなど、実施方針の的確性について評価する。	10
	高度な専門性や最新の知見、有益な代替案、重要事項の指摘の有無などについて評価する。	5
行程計画等	作業行程は協議会、地元説明などを考慮したものとなっているかなど、業務実施フロー及び計画策定までの全行程計画の妥当性について評価する。	10

評価項目	評価の着眼点等	配点
技術提案		
技術提案の内容		
誘導区域・誘導施策の 検討にあたり 特に重視する視点・ ポイント	提案内容は本市の特性を踏まえており、効果的であるかなど、提案の的確性について評価する。	10
	提案内容は説得力があり、提案を裏付ける類似実績などが明示されているかなど、提案の実現性について評価する。	10
	高度な専門性や最新の知見に基づく提案であるかなど、提案の独創性について評価する。	5
その他		
技術提案書	提案資料について、的確な文書表現となっているか、分かりやすいかなど、資料作成能力について評価する。	5
プレゼンテーション 及びヒアリング	プレゼンテーションは説得力があり分かりやすいか、質疑に対する的確な応答を行えているか、業務に対する熱意が感じられるかなど、コミュニケーション能力等について評価する。	5
参考見積		
参考見積額	提出された参考見積の額について、一定の基準により評価する。	10